

消防施設見学及び職場体験学習等におけるマスクの着用について

このことについて、令和5年4月1日以降の取扱いを次のとおりとしますので、見学を希望する団体（以下、「団体」という。）におかれましては、御留意いただきますようお願いいたします。

1 マスク着用について

マスクの着用につきましては、厚生労働省から案内がありましたとおり、令和5年3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、着用を個人の判断に委ねられることとなりました。

この案内を受け、当本部における消防施設見学時のマスク着用については、令和5年4月1日から、各団体の判断に委ねることとします。

2 その他

- (1) 対応する消防職員のマスク着用につきましては、各受入所属の判断によりますので御理解ください。
- (2) 令和4年度まで見学前に実施していた体温測定につきましては、令和5年4月1日以降は実施しません。そのため、各団体において体温測定を実施する等、基本的な感染防止対策に御配慮願います。その際、体調不良者や発熱者につきましては、見学を控えていただきますようお願いいたします。
- (3) 施設見学中は、大声で騒ぐなどの行為がないよう、引率者により管理を徹底させてください。
- (4) その他、不明な点に関しましては、消防総務課教養担当までお問合せください。

【問い合わせ先】

春日井市消防本部消防総務課

教養担当

電話：0568-85-6378

MAIL: syosomu@city.kasugai.lg.jp